

計量器(はかり)定期検査についてのお知らせ

業務用(取引または証明用)の『はかり』は、計量法に基づく定期検査を受ける必要があります。東通村では、下記日程で実施しますので、忘れずに定期検査を受けましょう!

- ・この検査は、商取引や証明に使用する『はかり』が対象です。
(商店、工場、農協・漁協などでの受入れ検査、宅配便、鮮魚・野菜の量り売りなど)
- ・この検査を受けずに使ったり、不合格器物を使っていると法律により処罰されることがあります。
- ・前回の検査を受けた方には別途お知らせいたします。
- ・検査には手数料がかかります。

いつ	どこで
5月30日 (水)	13:00~13:30 目名地区 布名見の里
	14:00~14:30 石持地区 活力増センター
5月31日 (木)	9:30~10:00 入口地区 入口かしの館
	11:00~11:30 尻労漁村センター
	13:00~13:30 岩屋漁業協同組合
6月1日 (金)	14:00~15:00 尻屋漁業協同組合
	9:30~10:00 小田野沢漁業協同組合
	10:30~11:00 白糖漁業協同組合老部支所
	11:30~12:00 白糖漁業協同組合

計量についてのご相談・お問合せ
 経営企画課 商工観光グループ
 ☎ (0175) 27-2111

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成30年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成30年3月31日現在

	3月中	年間累計	死者の状況	年齢別	高齢者の死者 (65歳以上の人)	7人(+1)
発生	226件 (-14)	679件 (-153)	死者の 状況	夜	夜間の死者	12人(+7)
死者	8人 (+6)	13人 (+2)		状態別	歩行者の死者	6人(+3)
傷者	266人 (-12)	842人 (-196)		飲酒	飲酒運転による死者	4人(+3)
				シートベルト	自動車乗車中の死者	5人(-3)
					非着用死者	3人(-1)

※ () 内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。

毎月1日は「県民交通安全の日」 15日は「高齢者交通安全の日」

5月は「自転車月間」です。

自転車は、ルールやマナーを守って利用しましょう。



自転車も、自動車と同じように交通ルールを守らなければいけません。

「車道は左側通行」などの「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。

傘さし運転や「ながらスマホ」などの危険な行為はやめましょう。

また、万が一に備え、自転車保険(TSマーク等)や個人賠償責任保険に加入しましょう。



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 ○夜間はライトを点灯
 ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用